

(2)工事物件に関する補償(組立保険)／基本

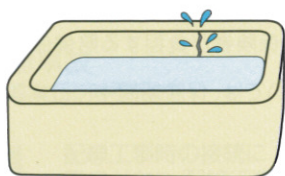
- 不測かつ突発的な事故によって保険の対象(取付商品等。詳細はP.16をご確認下さい)に生じた損害を補償するものであり、TOTO株式会社が東京海上日動火災保険株式会社と組立保険契約を結び、加入店様に被保険者になっていただく制度です。

①補償の対象となる事故(例)

工事期間中

**工事期間中に不測かつ突発的な事故によって
工事の目的物(取付商品等)に生じた
損害を補償します。**

※補償の対象となる損害の詳細は下記②(1)をご確認下さい。

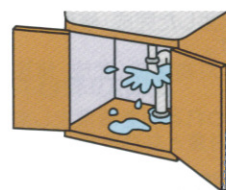


マンションの浴室入替工事中に取替えを終えたばかりのユニットバスに工具を誤って落として破損させた。

工事終了後

**工事終了後引渡しから12ヶ月以内の保証期間中に
不測かつ突発的な事故によって
工事の目的物(取付商品など)に生じた損害を補償します。**

※補償の対象となる損害の詳細は下記②(2)をご確認下さい。



システムキッチン設置工事において工事期間中の作業の欠陥により、引渡し後3ヶ月目にシステムキッチンシンク下より漏水。システムキッチンに水漏れによる損害が発生した。

②補償内容

(1)工事期間中の事故

- (a)工事作業、試運転に伴うもの
(設計、施工、材質、製作等に関連するもの)
 - 組立作業ミスによる損害
 - 設計、材質または製作の欠陥による損害
- (b)自然の作用によるもの
 - 暴風雨、高潮、洪水、氾濫、落雷、冷害または氷害による損害
 - 土地の沈下、隆起、地すべりまたは土砂崩れによる損害
- (c)その他
 - 火災、破裂または爆発による損害
 - 盗難による損害
 - 航空機またはその一部の落下による損害
 - 労務者、作業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による損害
 - 電氣的事故(ショート、アーク、スパーク等)による損害

(2)引渡し後12ヶ月以内の保証期間中に生じた事故(工事終了後の事故/エクステンデッド・メインテナンス特約)

※この期間を「メインテナンス期間」とします。「保証期間」とは請負契約上の保証責任期間をいいます。
上記の補償に加えて請負契約書の定めにより、発注者以外の被保険者(補償を受けられる方)が自らの費用で復旧すべき責任を有する損害のうち、工事の目的物の引渡し後のメインテナンス期間中に保険の対象に生じた損害を補償いたします。具体的な補償内容は次の通りです。

- ①被保険者(補償を受けられる方。ただし、「発注者」を除きます。)が工事の請負契約に従って行う修補作業の拙劣またはその他の修補作業中の過失による不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償いたします。
- ②上記①の損害に加え、引渡し(引渡しを要しない場合は、その工事の完成の時)前の工事期間中に工事現場において発生した組立作業(試運転および負荷試験を含みます。)の欠陥による不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償いたします。

③保険金額*1(補償限度額)・被保険者自己負担額

補償される損害	対象期間	保険金額(補償限度額)	被保険者自己負担額(加入店様にご負担いただく金額)
保険の対象(工事物件)に生じた損害	工事期間中	対象工事ごとの請負金額	1事故につき2万円
	引渡後12か月以内の保証期間中	対象工事ごとの請負金額	1事故につき損害の額の20%または10万円のいずれか高い金額(※)

(※)例:500万円の損害の場合、 $500万円 \times 20\% = 100万円$ が被保険者自己負担額となります。
40万円の損害の場合は、 $40万円 \times 20\% = 8万円 < 10万円$ となりますので、10万円が被保険者自己負担額となります。

④お支払いする保険金

工事現場における**不測かつ突発的な事故**によって保険の対象に生じた損害に対して、以下の保険金をお支払いいたします。詳細は、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

$$\text{お支払いする保険金*} = \text{復旧費} - \text{残存物価額} + \text{損害の拡大防止費用} - \text{被保険者自己負担額}$$

*1回の事故につき、保険金額を限度としてお支払いいたします。

⑤保険料に関する事項

保険料は加入店様ごとの加入者別暫定保険金額*2を保険料の算出基礎数字として算出します。
なお、保険期間終了後に保険料の確定精算は行いません。

(解説)

被保険者
(補償を受けられる方)

- ①加入会員および加入会員の downstream となる全ての工事関係者
- ②対象工事の発注者
- ③保険の対象にリース物件が含まれる場合には、リース物件のリース業者

対象工事

保険期間内に施工しているリモデリング工事および新築付帯工事(新築付帯工事のみを対象工事とすることはできません。)が対象です。
(ご注意)次に掲げる工事は対象工事に含まれません。
1. 分解、解体、撤去または取片づけ工事
2. 建築工事を主体とする工事
3. 土木工事を主体とする工事
4. 海外で行う工事
5. 1工事あたりの請負金額が30億円を超える工事
6. 新築一棟の工事

保険期間

対象工事ごとに、保険期間の初日の午後4時(16時)または被保険者が工事に着工した時のいずれか遅い時に始まります。ただし、工事に着工した後でも、工事用材料および工事用仮設材については、保険期間の初日の午後4時(16時)または工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時のいずれか遅い時に始まります。また、対象工事ごとに、保険期間の末日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時)または保険の対象が操業を開始した時のいずれか早い時に終わります。

*1保険金額(ご契約金額)

対象工事ごとに請負金額(※)といたします。

※保険金額の設定に際しては、以下の点にご注意ください。

- ①請負金額に支給材料の金額が含まれていない場合は、その金額に請負金額に加算していただく必要があります。また、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除し、出精値引がなされている場合はその金額を加算していただく必要があります。
- ②自社物件工事等、請負工事でないために請負金額に該当する額がない場合は、工事の目的物の完成価額を請負金額といたします。

*2加入者別暫定保険金額

加入店様ごとに、加入申込み時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、その加入店様が行った全ての対象工事によってその加入店様が領収した税込金額の総額に次の(1)~(3)の補正を加えたもの(以下「完成工事高総額」といい、1工事ごとのその金額を「完成工事高」といいます。)とします。

- (1)保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除(新築1棟工事の金額など)
- (2)支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額の加算
- (3)出精値引がなされている場合は、その金額の加算

なお、ご申告いただいた加入者別暫定保険金額が、その加入店様の完成工事高総額に不足していた場合には、その不足する割合によってお支払いする保険金が削減されますのでご注意ください。